令和５年度介護ロボット等導入支援事業費補助金募集のお知らせ

～介護ロボット等の導入経費に対する補助を行います～

１　事業内容

　　介護ロボット等の導入による介護従事者の負担軽減や業務の効率化など介護従事者が継続して就労できる環境整備を図るため、介護ロボットや介護ソフト等のICTを導入（購入・リース）する際の経費に対して補助金を交付します。

２　事業の対象

1. 介護ロボットの導入

・介護ロボット（①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーシ

ョン、⑤入浴支援、⑥介護業務支援）

・見守り機器の導入に伴う通信環境整備

1. ＩＣＴの導入

詳細は、補助金交付要綱を御確認ください。

３　補助額

　　対象経費の１／２又は３／４（一定の要件を満たした場合）で、補助上限額が次の表のとおりとなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）介護ロボットの導入 | |  |
|  | | 補助上限額 |
| 介護ロボット （１機器あたり） | 移乗支援・入浴支援 | 100万円 |
| 上記以外 | 30万円 |
| 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 | | 750万円 |

|  |  |
| --- | --- |
| （２）ＩＣＴの導入 |  |
| 事業所規模に応じて補助上限額を設定 | |
|  | 補助上限額 |
| 職員　１人～10人 | 100万円 |
| 職員　11人～20人 | 160万円 |
| 職員　21人～30人 | 200万円 |
| 職員　30人～ | 260万円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※一定の要件（詳細は交付要綱を参照） | |  |  |
| 事業の区分 | 要件 | | |
| 介護ロボット導入事業 | 次の要件を満たす事業所 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のＩＣＴ機器、介護記録ソフトの３点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること | | |
| 見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業 |
| ＩＣＴ導入事業 | 次の要件のいずれかを満たす事業所 １　LIFE標準仕様に準じて介護ソフトから出力されたCSVファ  イルを、LIFEのCSV取込機能によりLIFEにデータを提供し  ている又は提供を予定していること ２　「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプ  ラン標準仕様に準じて出力されたCSVファイルにより、居宅  サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを  予定していること ３　文書量半減を実現させるＩＣＴ導入計画となっていること | | |

1. 留意事項（補助の考え方）

　　　ア　介護ロボット導入事業については、１計画につき１回の補助となります。

　　　　　※新規導入計画の介護ロボットのみ補助対象となり、過年度計画に追加する形で

の申請は認められません。

　　　イ　見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業については、１事業所につき１回の補

　　　　助のみであり、過年度に補助を受けた申請は認められません。

　　　ウ　ＩＣＴ導入事業については、原則として１事業所につき１回の補助としますが、

過年度を含めた補助額の合計が基準額内であれば、２回目の申請も可能です。その

場合は、補助上限額から１回目の補助額を除いた金額が上限となります。

※１回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費

用について２回目以降の申請に含めることは認められません。

　　　　エ　予算の範囲内での補助になります。全体の申請額が予算の範囲を超えた場合は、次の要件に該当する案件から順に優先いたします。

1. 過年度に補助を受けたことがない法人
2. ＩＣＴを導入する事業所のうち、補助率３／４の要件を満たす事業所
3. ＩＣＴを導入する事業所のうち、補助率１／２の要件を満たす事業所
4. 介護ロボットの導入又は見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業を行う事業所のうち、補助率３／４の要件を満たす事業所

４　補助対象経費

　　介護ロボット等の導入に要する備品購入費、使用料及び賃貸料、需用費及び役務費

　　※導入の方法がリースによる場合は、３年以上のリース契約の初年度に係る費用のみが

対象となります。

５　補助金の交付対象者

　　岩手県内で介護サービス事業所を運営する者

６　補助金交付までの流れ

1. 協議書類を、県長寿社会課に提出（募集期間：令和５年10月５日～10月31日）

【提出書類】

　・令和５年度介護ロボット等導入支援事業費補助金に係る協議書類の提出について

　　　　 ・事業計画書（様式第１号別紙１－１、１－２）

　　　　 ・補助金所要額調書（様式第１号別紙２）

・見積書（写し）

・導入する介護ロボット等のカタログ等

・一定の要件を満たすことがわかる書類（※補助率３／４の申請をする場合）

・LIFEのCSV取込機能への対応状況確認書（様式第１号別紙様式1－2－1）

（※県要綱別表第１のICT導入支援事業における補助率３/４の申請について要件１

を満たす場合）

・最新版のケアプラン標準仕様への対応状況確認書（様式１－２－２）

（※ケアプラン標準仕様の対象となる介護サービス事業所が介護ソフトの補助申請

　を行う場合）

※様式第１号別紙２については、データも下記メールアドレスあて御提出ください。

※提出書類の提出締切は、10月31日（火）必着です。

　　② 協議書類の審査及び内示

　　　 ※募集期間内に御提出いただいた協議書類について審査し、内示します。

　　　　 予算を超える場合には、３（３）エに記載のとおりの対応を行いますので、あらかじ

　　　　 め御了承ください。

③ 内示後、補助金交付申請書等を県長寿社会課に提出

　　　【提出書類】

　　　　・補助金交付申請書（様式第１号）　　　　・見積書（写し）

・事業計画書（様式第１号別紙１－１、１－２）

　　　　・補助金所要額調書（様式第１号別紙２）　・補助事業に係る収支予算書

　　　　・導入する介護ロボット等のカタログ等　　・事業所の利用定員数がわかる書類

・「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」を宣言したことがわかる書類（※ICT導入の場合）

④ 補助金の交付決定

⑤ 介護ロボット等の導入

⑥補助金請求書等を県長寿社会課に提出

　　　【提出書類】

　　　　・補助金実績報告書（様式第３号）　　　　・事業実績報告書（様式第３号別紙１）

　　　　・所要額精算調書（様式第３号別紙２）　　・補助金請求書（様式第４号）

　　　　・見積書、納品書、請求書及び支払いがわかるもの（写し）

　　　　・補助事業に係る収支決算書　　　　　　　・事業実施の記録（写真等）

⑦完了確認検査

⑧補助金額の確定

⑨補助金の交付

⑩使用状況報告

導入後３年間は各年度の３月末までに、下記の書類を作成の上、次のアドレスあてメー

ルにより報告（提出）してください。

　　　【提出書類】

　　　　・使用状況報告書（様式第５号）※国に別途報告する必要があります。

　・介護ロボット等使用状況報告（様式第５号別紙）

☆提出及びお問合せ先☆

岩手県保健福祉部長寿社会課　介護福祉担当

　〒020-8570　　盛岡市内丸１０－１

TEL：０１９－６２９－５４４１　　Fax：０１９－６２９－５４４４

　　　E-mail：AD0005@pref.iwate.jp